

様式6

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書

阿見町（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和4年 月 日付けで締結した「自動販売機設置管理契約書」（以下「本契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、本契約に基づき設置した自動販売機内の飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来庁者及び避難関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の場合において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は本件施設が避難所として利用される場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、この協定に基づき乙に対して無償提供要請書（様式第1号）で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- (2) 本件施設内の自動販売機内の飲料水を無償提供すること。ただし、無償提供する商品は、自動販売機の機内在庫商品に限る。
- (3) その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

（管理運用）

第4条 乙は、甲にこの協定の有効期間中自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

- 2 甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。
- 3 甲は専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造にかかる費用を負担しなければならない。この場合において、自動販売機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（様式第2号）により相互に明らかにしておくものとする。

(有効期限)

第6条 この協定は、貸付契約の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

(費用負担)

第7条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1
阿見町長 千葉 繁 印

乙 住所又は所在地
商号名称
氏名又は代表者名 印